

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

公共測量の終了(管理課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(会計課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(〃)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬八二一	平成九年十一月四日
池田外科医院	鳥取市興南町八一二	平成九年十一月五日
加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎二六六―三	平成九年十一月八日
西川歯科医院	米子市上福原一五九七―一四	平成九年十一月十三日
吉川外科医院	鳥取市田園町四丁目三七八	平成九年十一月十五日
中部薬局	倉吉市宮川町一七四―一五	平成九年十一月一日
イヌイ薬局宮長店	鳥取市宮長二七六―二	平成九年十一月四日
有限会社むらかみ薬局	米子市上福原五丁目五一四〇	〃
まつもと薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇九一―五	〃
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目四六三	平成九年十一月十六日

鳥取県告示第七百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により次のとおり告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
國 武 靖 法	鳥葉一〇四九	平成九年十月二十日

鳥取県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同
条第十七項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

- 理事 坂田 伸 顕 鳥取市浜坂一丁目二一〇
 - 〃 山 根 康 路 鳥取市浜坂一丁目三一八
 - 〃 森 田 一 成 鳥取市浜坂一丁目三一二五
 - 〃 米 原 章 吾 鳥取市浜坂一丁目九一三
 - 〃 中 田 栄 鳥取市浜坂一丁目三一一
 - 〃 米 原 正 雄 鳥取市浜坂一丁目一〇一九
 - 〃 米 原 喜 博 鳥取市浜坂一丁目九一六
 - 〃 武 内 稔 鳥取市浜坂一丁目一六一二
 - 幹事 山 本 庄 次 郎 鳥取市浜坂一丁目一五三四
 - 〃 山 根 勇 鳥取市浜坂一丁目二一七
 - 〃 山 下 重 顕 鳥取市覚寺四一一
- 平成九年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 坂田 伸 顕 鳥取市浜坂一丁目二一〇
 - 〃 山 根 康 路 鳥取市浜坂一丁目三一八
 - 〃 森 田 一 成 鳥取市浜坂一丁目三一二五
 - 〃 米 原 章 吾 鳥取市浜坂一丁目九一三
 - 〃 中 田 栄 鳥取市浜坂一丁目三一一
 - 〃 米 原 正 雄 鳥取市浜坂一丁目一〇一九
 - 〃 米 原 喜 博 鳥取市浜坂一丁目九一六
 - 〃 武 内 稔 鳥取市浜坂一丁目一六一二
 - 幹事 山 本 庄 次 郎 鳥取市浜坂一丁目一五三四
 - 〃 山 根 勇 鳥取市浜坂一丁目二一七
 - 〃 山 下 重 顕 鳥取市覚寺四一一
- 平成九年五月一日就任 任期二年

鳥取県告示第七百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条
第十七項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 若 山 洋 岩美郡福部村大字岩戸七六
- 〃 宮 本 定 男 岩美郡福部村大字岩戸一〇六三
- 〃 中 村 幸 治 岩美郡福部村大字細川三三七
- 〃 小 谷 清 和 岩美郡福部村大字細川三二五
- 〃 山 根 敏 彦 岩美郡福部村大字海士六一二

〃 浜本孝由 岩美郡福部村大字海士五四一
 〃 河口匡男 岩美郡福部村大字湯山七〇九
 〃 湯邨勲 岩美郡福部村大字湯山八一三
 〃 岡部博美 岩美郡福部村大字湯山八五
 〃 橋本敦郎 岩美郡福部村大字湯山七三
 監事 岡部昭夫 岩美郡福部村大字湯山七六
 〃 浜本 薫 岩美郡福部村大字海士一〇六
 〃 谷本英美 岩美郡福部村大字岩戸一一九
 平成九年八月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 若山 洋 岩美郡福部村大字岩戸七六
 〃 宮本定男 岩美郡福部村大字岩戸一〇六三
 〃 中村幸治 岩美郡福部村大字細川三三七
 〃 山根憲太郎 岩美郡福部村大字細川二六八
 〃 山根敏彦 岩美郡福部村大字海士六一二
 〃 浜本孝由 岩美郡福部村大字海士五一
 〃 湯邨勲 岩美郡福部村大字湯山八一三
 〃 橋本敦郎 岩美郡福部村大字湯山七三
 〃 森本東洋海 岩美郡福部村大字湯山八一六
 〃 岡部昭夫 岩美郡福部村大字湯山七六
 監事 谷本英美 岩美郡福部村大字岩戸一一九
 〃 浜本 薫 岩美郡福部村大字海士一〇六
 〃 岡部博美 岩美郡福部村大字湯山八五
 平成九年八月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第七百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
 のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同
 条第十七項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 国谷 作藏 西伯郡中山町石井垣二二二
 〃 野間照彦 西伯郡中山町殿河内四五五
 〃 前田 讓 西伯郡中山町御崎一一七
 〃 渡邊 收 西伯郡中山町東積一〇五
 〃 氏 巧 西伯郡中山町下市四〇
 〃 林原弘毅 西伯郡中山町岡五四七
 〃 中川壽次 西伯郡中山町田中七七二一一
 〃 野波敏男 西伯郡中山町下甲四一九
 〃 江原率雄 西伯郡中山町栄田三二五
 〃 尾古博文 西伯郡中山町羽田井一八七
 〃 手嶋洋三 東伯郡赤碓町大字梅田一四七
 〃 森田 清 西伯郡中山町羽田井一五二
 〃 赤川哲夫 西伯郡中山町樋口一四二
 〃 山内芳元 西伯郡中山町八重一七七
 〃 野川喜義 西伯郡中山町田中五二六
 〃 山西初藏 西伯郡中山町田中九四
 〃 鮎津 勉 西伯郡中山町潮音寺一三六
 〃 村本彰次 西伯郡中山町御崎三二一
 〃 前田勇吉 西伯郡中山町田中七三一

澤田 芳助 西伯郡中山町田中一〇二五―二四
 富岡 稔 西伯郡中山町赤坂三二八―一
 柏尾 竹雄 西伯郡中山町塩津七〇〇
 高橋 清巳 西伯郡中山町住吉九八四
 金田 正志 西伯郡中山町松河原六〇
 高見 純一 西伯郡中山町塩津二四九
 秋田 力 西伯郡中山町束積七九一―
 小谷 博貞 西伯郡中山町下甲三七七
 北村 安儀 西伯郡中山町赤坂三〇六

平成九年十月十五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田總 啓五 西伯郡中山町羽田井一五八―一
 秋田 美喜雄 西伯郡中山町束積七七
 野口 昌作 西伯郡中山町八重一五六
 金平 收 西伯郡中山町樋口一二八
 井上 恒文 西伯郡中山町潮音寺一五〇
 澤田 正己 西伯郡中山町田中一〇二五―二六
 中川 幸徳 西伯郡中山町御崎一三一―三
 野間 弘 西伯郡中山町殿河内四二八
 野間 英男 西伯郡中山町赤坂三二〇
 天島 昭治 西伯郡中山町下市一三五―二
 中村 敏彦 西伯郡中山町塩津三八六
 白石 正男 西伯郡中山町下市二八五
 砂田 茂 西伯郡中山町松河原一二一
 尾古 博文 西伯郡中山町羽田井一八七
 国谷 作藏 西伯郡中山町石井垣三二二

江原 率雄 西伯郡中山町柴田三二五
 野川 喜義 西伯郡中山町田中五二六
 山西 初藏 西伯郡中山町田中九四
 澤田 芳助 西伯郡中山町田中一〇二五―二四
 前田 譲 西伯郡中山町尾崎一〇六
 村本 彰次 西伯郡中山町尾崎三二一
 野波 敏男 西伯郡中山町下甲四一九
 手嶋 洋三 東伯郡赤碕町大字梅田一四七
 高見 純一 西伯郡中山町塩津二四九
 林原 弘毅 西伯郡中山町岡五四七
 渡邊 幸雄 西伯郡中山町束積三六五
 小谷 常男 西伯郡中山町下甲四五〇
 北村 雅文 西伯郡中山町赤坂三〇七

平成九年十月十六日就任 任期四年

鳥取県告示第七百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を平成九年十一月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（鹿野町下水道事業に必要な修正写真測量 縮尺二千五百分の

二 作業地域 気高郡鹿野町大字今市地内

三 終了年月日 平成九年十月十五日

鳥取県告示第七百四十七号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成九年十一月十六日	鳥取市栄町四〇三	株式会社山陰合同銀行鳥取中央営業部

鳥取県告示第七百四十八号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
倉吉信用金庫 うつぶき支店	名 称	倉吉信用金庫 倉吉支店	倉吉信用金庫 うつぶき支店	平成九年十一月十日
株式会社山陰合 同銀行鳥取営業 部	〃	株式会社山陰合 同銀行鳥取支店	株式会社山陰合 同銀行鳥取営業 部	平成九年十一月十七日

鳥取県告示七百四十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成九年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中 福生支店 米子市皆生 を 福生支店 米子市皆生五丁目 に改め、

第三号の表倉吉信用金庫の項中 倉吉支店 倉吉市大正町 を うつぶき支店 倉吉市

大正町 に改め、同表鳥取西部農業協同組合の項中 福生支所 米子市上福原 を 福

生支所 米子市上福原二丁目 に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十一月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名又は名称	株式会社ツツヤ商会			
	住所	広島県安芸郡海田町南幸町13-5			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	パタッキー7	株式会社ツツヤ商会	740261	平成9年11月18日から3年間
〃	〃	ジャジャヤJ	〃	740241	〃

申請者	氏名又は名称	株式会社タイヨー			
	住所	東京都台東区東上野一丁目12-2			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	フーフーフロス2	株式会社タイヨー	740264	平成9年11月18日から3年間